高森町住宅取得等補助金変更交付決定通知書

兼補助金返還命令通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

高森町長

　年　　月　　日付で交付決定した、高森町住宅取得等補助金について、次のとおり決定を変更し、補助金を返還するよう通知します。

記

　１．決定の変更内容　　　・補助金決定の　全部　・　一部　を取り消す

　　　　　　⇒変更後の交付額　　　　　　　　　　円

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 【内訳】 |  | 変更後 | 変更前 |
| 基本額 | 1年目 | 円 | 円 |
| 加算額 | 2年目 | 円 | 円 |
| 3年目 | 円 | 円 |
| 4年目 | 円 | 円 |
| 5年目 | 円 | 円 |

　２．変更の理由

　　　高森町住宅取得等補助金交付第９条第第1項第　　号に該当するため

　３．返還請求の有無　　　・無し　　　・有り

４．返還すべき金額　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　　　　（交付済額　　　　　　　　　　円）

３．返還期限　　　　　　　年　　　月　　　日まで

４．返還方法　　　　　高森町が指定する納入通知書による

　(補助金の取消し等)

第９条　町長は、[前条](http://www1.g-reiki.net/unnan/reiki_honbun/r075RG00001793.html#e000000227)の規定により補助金の決定を受けた者が、次の各号に掲げる要件に該当する場合には、補助金決定の一部又は全部を取消し、補助金の返還を請求することができる。ただし、町長がやむを得ないものと認める場合はこの限りではない。

（１）次のアからウのいずれかに該当した場合、補助金の決定の一部を取消すことができる。

　　　　ア　過年度に町税等の滞納が発生した場合。

　　　　イ　交付決定日から５年を経過する以前に、転出・売買等の理由により居住しなくなった場合。

　　　　ウ　交付決定日から５年を経過する以前に、自治会を脱退した場合。

（２）偽りその他不正の手段により補助金の決定を受けた場合、補助金の決定の全部を取消し、それまでに交付した補助金の全額返還を請求することができる。